

第4章 生物多様性の保全と持続可能な利用を実現するための取組

埼玉県は生物多様性がもたらす生態系サービスを損なわないためにも、生物多様性を保全し持続可能な利用に向けた取組が必要です。この戦略では、生物多様性と関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮などが盛り込まれている施策も含めています。本県の生物多様性の損失を止めるためにこれらの施策を展開し、私たちの暮らしを支える生態系サービスの回復や機能向上を目指します。

1 基本的な考え方

本県は首都圏に位置しながら豊かな自然環境に恵まれています。関東平野の一部である県東部は低地で平坦な土地が広がり、県中央部に荒川が流れ、荒川の西側には武蔵野台地をはじめとする台地が点在し、さらに西に進むにつれて狭山丘陵、比企丘陵等の丘陵地が広がり、徐々に標高が高くなり、県西部には秩父山地、関東山地等が占めています。このように本県の地形は、県西部の「山地」、県中央部の「台地・丘陵地」、県東部の「低地」と大きく区分することができます。これらの地域では、長い時間をかけて形成された多様な生態系を保全するとともに、主な都市地域での新たな生態系の創出などの取組が必要です。そして、県、市町村、企業、NPO等、県民は連携・協働し、それぞれの役割分担の中で、本県の彩り豊かな自然が育む生物の多様性に富んだ自然共生社会づくりを目指します。

2 施策展開の方向性

本県の多様な地域環境に応じた生物多様性を保全し、持続可能な利用を実現させるため、大きく3つの基本戦略に区分し、生態系サービスの回復と機能向上を目指すための施策を展開します。

○ 基本戦略

- I 多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる
- II 里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する
- III 都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる

基本戦略 I

多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる

◆ 現状と課題

本県の森林の約半分を占めるスギ、ヒノキ等の人工林は、採算性の悪化など林業を取り巻く要因により間伐等の手入れが不足し荒廃が見られます。また、ニホンジカの食害により、樹木の枯死や林床内の下層植生の消失等により森林が健全な状態を保つことができなくなっています。このような現状から、森林が有する多面的機能が低下し、生態系サービスが損なわれることが懸念されます。

そこで、林業経営が困難で、森林所有者の努力だけでは管理が行き届かない森林については、公的整備を含めた適正な森林整備を進め、水源涵養など森林が有する多面的機能を十分に発揮させることが求められます。

また、ニホンジカなど野生鳥獣による森林生態系への影響を減少させるため、生息状況を把握し捕獲により早急に個体数を減少させるとともに、被害を未然に防止する役割を担っている狩猟者の育成及び確保を進め、野生鳥獣の生息数を適正に管理することが必要です。さらに、山地の優れた自然環境を保全するために、風景地や貴重な野生動植物等の保護が必要です。

◆ 将来像

森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されることによって、水源涵養や土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵、生物多様性の保全等、森林がもたらす生態系サービスの向上が実現しています。また、野生鳥獣は適正な個体数で管理され、健全な森林生態系が保たれています。

◆ これからの主な取組

将来像を目指し、基本戦略に掲げる「多面的機能を発揮する森林の豊かな環境を守り、育てる」ため、次のような取組を行います。

1 適正な森林の整備と保全の推進

取組 1

シオジやカツラなど大木が息づき、沢の石が苔むした奥秩父の原生林をはじめ重要な生態系を有する森林の保全を図ります。また、遺伝子の地域性を考慮しながら広葉樹を植栽するなど、樹種、林齢構成の異なるタイプの森林を配置する整備を進め、多様な生物の生息・生育地を確保します。

取組 2

間伐など適正な森林整備により針広混交林を造成するなど、生物多様性保全、水源涵養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収・貯蔵等の森林が有する多面的機能を持続的に発揮できる森づくりを推進します。



適正な森林環境

【目標値】

森林の整備面積

目標値：12,500 h a（2017（平成 29）年度～2021（平成 33）年度の累計）

取組 3

ニホンジカやニホンツキノワグマによる樹木の剥皮被害のおそれがある森林では、野生鳥獣の侵入防止対策を行い、樹木を健全な状態に保ち、森林が有する多面的機能の維持・回復を目指します。



シカの侵入防止柵

2 野生鳥獣の個体数管理による森林生態系への被害防止

取組 1

ニホンジカなど野生鳥獣が高密度で生息する場所での食害による森林生態系の被害を防止するため、狩猟等による捕獲促進を行い適正な個体数管理に努めます。



野生鳥獣の捕獲

取組 2

健全な森林を保全するため、狩猟等の担い手となる狩猟者の確保及び狩猟技術の向上と、効率的で安全な狩猟を促進します。

取組 3

ニホンジカなど野生鳥獣の生息状況調査や森林生態系への影響に関する情報収集を行い、森林被害を未然に防止できるよう努めます。

3 森林生態系の野生動植物の保護の推進

取組 1

秩父地域を中心とした山地の優れた風景地を自然公園に指定し、優れた天然林や希少野生動植物の生息・生育地の保護を推進します。

取組 2

自然公園においては、登山道の整備により立ち入りを制限し希少野生動植物の保全を推進します。また、埼玉県自然公園指導員と連携し、登山者やハイカー等に対する公園利用のマナー向上や自然公園に関する情報の提供を通じて、県民の自然保護への関心を高めます。



美の山公園（県立自然公園）

取組 3

絶滅の恐れの高い野生動植物種の調査の実施を継続し生息・生育状況の把握に努め、ニホンジカの個体密度が高い場所での食害や、生育地の自然環境の変化を要因とした種の絶滅を未然に防止します。

取組 4

絶滅のおそれが高く特に保護が必要とされる野生動植物については、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）」に基づく「県内希少野生動植物種」の指定や「希少野生動植物保護地区」等の設置について検討を進め、絶滅危惧種の保護に努めます。



埼玉の花「サクラソウ」

取組 5

埼玉県希少野生動植物保護推進員及び自然保護団体等と連携し、「県内希少野生動植物種」やレッドリスト該当種の生息・生育状況の把握に努めるとともに、保護対策の推進を図ります。

取組 6

野生動植物の生息・生育環境の変化、開発行為等による改変に伴う生息・生育地を保全・再生するため、生育状況調査を継続し状況の把握に努めます。

埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例

埼玉県では、希少な野生動植物を絶滅から守り、県民共通の財産として次世代に継承するため、平成12年に「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」を制定しました。

希少野生動植物の生息が可能な環境の保全・創造に努めるとともに、県のレッドデータブック掲載種の中でも特に保護が必要な種を「県内希少野生動植物種」に指定して捕獲等の制限をします。

平成29年9月現在、22種の動植物を「県内希少野生動植物種」として指定しています。

「県内希少野生動植物種」のうち 15 種

ムサシトミヨ



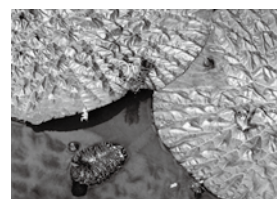
アカハライモリ



ソボツチスガリ



オニバス



デンジソウ



サワトラノオ



サクラソウ



チチブイワザクラ



ミヤマスカシユリ



キタミソウ



ムカデラン



ホテイラン



キレハオオクボシダ



キバナコウリンカ



コ克蘭



基本戦略Ⅱ

里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する

◆ 現状と課題

県西部から県北部にかけての山地や丘陵地では人工林が分布し、間伐など林業の施業が行われています。また、武蔵野の面影を残すコナラ、クヌギ等の雑木林や豊かに広がる田園や屋敷林等の平地林は、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されています。農業・農村は、生態系サービスの一つである「供給サービス」として米や野菜を生産するだけでなく、その生産活動を通じ、県土の保全、水源涵養、生物多様性の保全等の「調整サービス」や、良好な景観形成、文化の継承といった「文化的サービス」をもたらすなど、里地里山が有する多面的機能を発揮しています。

しかし、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足に伴う農用地の転用等により、都市地域の農業が有する緑地空間の消失とともに「調整サービス」の低下が懸念されます。都市化の進展により平地林は年々減少し、身近な緑が失われることで「基盤サービス」そのものが損なわれています。平地林、斜面林等においては、管理作業が行われなくなったことにより植生の単純化や広葉樹の高齢化・高木化などが問題視されています。農用地では、生息域を広げたニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣及び外来生物のアライグマによる農作物の被害の増加により、食料生産など「供給サービス」への影響が生じています。また、河川では治水・利水機能の向上とともに自然環境への配慮が求められています。

このようなことから、生物の生息・生育空間の縮小、分断化が生じており、複数の異なるタイプの生態系により構成された生態系ネットワークの形成が必要となっています。

そこで、生物多様性が豊かな里地里山の回復に向けて、里山や平地林の整備、緑の保全と再生、多自然川づくり、環境負荷を低減するため農業等において生物多様性に配慮した取組が必要です。また、ニホンジカ、イノシシ、アライグマ等による農作物被害防止に努めることが必要です。さらに、再生された里地里山や平地林の生物多様性を保全するため、県民参加による保全活動及び里地里山の活用を推進し、生態系サービスの向上を図ることが必要です。

◆ 将来像

優れた自然環境を有する地域を核として、複数の異なるタイプの生態系が保全・再生され有機的に結びつき、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を保全する生態系ネットワークが形成されています。また、平地林の整備や緑の保全再生に加え、多自然川づくりが行われ、里地里山の活性化により、多面的な環境保全機能が発揮され、多様な生態系サービスの持続的な利用が実現しています。

◆ これからの主な取組

将来像を目指し、基本戦略に掲げる「里地里山の多様な生態系ネットワークを形成する」ため、次のような取組を行います。

1 里山・平地林整備の促進による生物多様性の向上

取組 1

里山・平地林の若返りを図るため伐採と植栽を進め、景観や生物多様性を向上させて魅力ある農山村を創出します。

取組 2

市町村や地域住民、各種団体と協力して里山・平地林整備の担い手を育成します。

取組 3

豊かな自然環境が形成され生物多様性の保全が図られている里地里山では、子供達の自然体験や学校での自然環境教育等の学習の場として広く活用することを推進します。



里地里山での自然体験
(石坂産業株式会社「くぬぎの森環境塾」)

2 良好なみどりの保全の推進

【目標値】

緑の保全面積（累計）

現状値：2015（平成 27）年度 531ha→目標値 2021（平成 33）年度 557ha

取組 1

潤いと安らぎのある良好な自然環境や景観等を形成する緑地を「特別緑地保全地区」等の地域制緑地に指定し、市町村と連携した緑地の保全を推進します。また、埼玉の原風景を残す良好な樹林地等を「ふるさとの緑の景観地」として指定し、景観地ごとの保全計画に基づいた維持管理及び保全を推進します。



良好な自然環境を形成する地域制緑地

取組 2

地域制緑地に指定された緑地の土地所有者の変更等により、指定地の一体性や景観が著しく損なわれることがないように、県と市で保全緑地の公有地化を推進します。



トラスト保全第3号地（嵐山町）

〔第 18 回さいたま緑のトラスト写真・動画コンクール〕
トラスト保全地の部 優良賞「秋めく遊歩道」

取組 3

優れた自然や貴重な歴史的環境が残された場所を「緑のトラスト保全地」として取得し、保全します。

3 多自然川づくりの推進

取組 1

良好な河川環境を形成していくため、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用しながら多種多様な動植物の生息環境に配慮した河川整備や水質の改善を行い、身近で水辺に親しめるような空間の創出を図ります。



多種多様な動植物の生息環境に配慮した河川環境

取組 2

旧来から残る良好な河川環境の状況を維持していくため、河川環境の保全に努めていきます。整備や保全に当たっては関係機関や地域住民とともに取り組んでいきます。

取組 3

地域による自立的で持続的な「川の再生」の取組を推進するため、生物多様性の保全に資する活動を含めた「川の国広援団」の活動を支援します。

4 環境負荷低減に向けた農業農村整備の推進

取組 1

地域性に応じた生態系に配慮するため、農業由来の環境への負荷を減らす取組を推進します。また、化学肥料や化学合成農薬を使わない有機農業や使用量を慣行栽培の半分以下に減らした特別栽培農産物の取組などを支援します。

取組 2

水辺生態系に配慮した農業用排水路やため池の整備を推進します。また、快適な生活環境や公共水域の水質保全を図るため、農業集落排水施設の事業を実施する市町村に技術的な支援を行うなど、効率的な整備を促進します。

5 野生鳥獣の適正な保護管理による生態系サービスの回復

取組 1

生息数が著しく増加又は生息域が拡大しているニホンジカ及びイノシシについては「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、適正な保護管理に努めます。

取組 2

ニホンジカ、イノシシ等の野生鳥獣による農作物被害を防止するため、被害の原因となる鳥獣の狩猟などによる捕獲を促進します。

取組 3

農作物被害の原因となる鳥獣の狩猟などを促進させるため、狩猟免許試験制度の普及に努め担い手となる狩猟者を確保します。

6 外来生物対策の推進による生態系の保全

取組 1

特定外来生物のアライグマは繁殖力が強く捕獲頭数は著しく増加していることから、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、市町村と連携した捕獲により、生態系被害や農林業・生活被害の防止に努めます。



アライグマ

取組 2

県民参加型のモニタリング調査を活用し、外来生物の侵入及び分布状況について情報収集を行い実態の把握に努めます。また、県民の生命、財産に緊急かつ甚大な危害を及ぼすおそれのある外来生物について、県内の侵入状況を監視するとともに、その防除に努めます。



取組 3

外来生物による被害を未然に防止するため、外来生物や生態系へ与える影響等について県政出前講座などを行い、県民の知識向上を図ります。併せて、外来生物被害予防3原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の普及啓発を行い、外来生物の被害防止対策への意識の醸成を図ります。



普及啓発用のリーフレット

【目標値】

外来生物の認知度

現状値：2015（平成27）年 66.3% → 目標値：2021（平成33）年 75%以上

7 多様な生態系と野生動植物の保全の推進

取組 1

野生動植物の生息・生育環境の変化、開発行為等による改変に伴う生息・生育地を保全・再生するため、生育状況調査を継続し状況の把握に努めます。

【再掲 33 ページ】

取組 2

県内で絶滅のおそれのある野生生物をリストアップした埼玉県レッドデータブック（動物編・植物編）を発行し、県民の生物多様性の保全への理解を深めます。また、希少野生動植物の自生地を保全するため、地元の市町村、団体、地域の方と連携した活動を推進します。

取組 3

絶滅のおそれが高く特に保護が必要とされる野生動植物については、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）」に基づく「県内希少野生動植物種」の指定や「希少野生動植物保護地区」等の設置について検討を進め、絶滅危惧種の保護に努めます。【再掲 33 ページ】

取組 4

埼玉県希少野生動植物保護推進員及び自然保護団体等と連携し、「県内希少野生動植物種」やレッドリスト該当種の生息・生育状況の把握に努めるとともに、保護対策の推進を図ります。【再掲 33 ページ】

取組 5

多様な生態系の保全を目指し、多くの人たちが身近な場所で生物多様性の保全活動の取組に参加し活動の輪を広げるため、「埼玉県生物多様性保全活動団体登録制度」の活用を推進し、その活動を支援します。

取組 6

生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を保全するための生態系ネットワークの形成を推進します。また、ネットワーク形成に対する県民の理解を深めるため、優れた自然環境を有する地域に関する情報収集に努めます。

取組 7

水辺生態系の頂点に位置し生物多様性を改善する上での総合指標とされるコウノトリについて、その野生復帰が関東広域で取り組まれていることから、国や市町村、庁内関係課、保全団体等と連携し、必要となる事業の推進を図ります。



コウノトリ（野田市こうのとりのもり）

取組 8

生物多様性の保全上重要な地域については、多様な主体による保全活用の取組を推進し、生態系ネットワークの形成に努めます。

基本戦略 Ⅲ

都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる

◆ 現状と課題

公園緑地や小規模の樹林地など市街地に残された緑は、野生生物が生息しやすい環境、防災への寄与、緑とふれあうことによる心理的効果など、緑の存在価値や機能が注目されるようになりました。近年は、都市計画の中で緑地や樹林地の保全を図り、環境に配慮した工事を行う事例が増えており、その結果、生物多様性に寄与することとなり、市街地における野生生物の生息地が創出・再生されています。このように、都市や市街地に生息する生物や生息・生育地と人間社会が影響し合い一つのシステムとなることを「都市生態系」と呼んでいます。

しかし、緑地保全に係る取組が進む一方で、温暖化の進行やヒートアイランド現象など都市環境の負荷の増大が懸念されています。そこで、在来種による新たな緑をつくり出すため、公共施設などの身近な場所の緑化や壁面・屋上緑化を推進し、健全な都市生態系を維持するとともに、ヒートアイランド現象を緩和させるための効果的な対策を進める必要があります。

また、野生鳥獣の行動範囲が拡大し、アライグマ、ハクビシン等の小型動物が家屋に侵入するといった生活被害が生じたり、イノシシ等の大型鳥獣が住宅街で目撃されたりしています。鳥類では、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ等の数が増加したことで、フン害、騒音による生活環境への影響や街路樹の枯死等が発生しています。そのため、野生生物が、都市の緑地や水辺でも生息しやすい場所を創出するとともに、野生鳥獣や外来生物による被害防止対策を推進する必要があります。

また、都市地域に住む県民にも生物多様性の保全の必要について理解を深めてもらうため、自然とのふれあいを推進します。

◆ 将来像

緑あふれる街並みや緑豊かな公園緑地により都市環境負荷が緩和されています。また、生物多様性に配慮した都市環境の整備により、新たな生態系が保全されるとともに多様な生態系サービスが発揮され、自然と人が共生する社会が実現しています。

◆ これからの主な取組

将来像を目指し、基本戦略に掲げる「都市環境における緑を創出し、人と自然が共生する社会をつくる」ため、次のような取組を行います。

1 身近な緑の創出の促進

取組 1

緑の街並みを創出し、緑化面積の増加や緑視率の向上を図るため、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（昭和 54 年条例第 10 号）」に基づく「緑化計画届出制度」の

適切な運用と更なる充実に努めます。また、地域の生態系に配慮した在来種の樹木、植物の植栽による緑化を推進します。

取組 2

保育所及び幼稚園の園庭、学校の校庭の芝生化を推進し、幼少期から緑とふれあうことができる環境を整備します。また、身近な緑とふれあうことで、子どもたちが生物の命を慈しむ心を育み、生物多様性の保全への理解を深める機会を創出します。



園庭の芝生化

取組 3

在来種による建物の壁面緑化、屋上緑化、駐車場緑化などを推進し、市街地での緑を創出するとともに、生物多様性の保全に努めます。



市街地での緑の創出

【目標値】

身近な緑の創出面積

目標：250ha（2017（平成 29）年度～2021（平成 33）年度の累計）

取組 4

みどりの保全、創出を進めたいと考えている団体、企業、個人等が、それぞれの能力を生かしながら適切に連携・協働できる体制を目指しつつ、生物多様性の保全に寄与した彩の国みどりのサポーターズクラブの活動の充実を図ります。



彩の国みどりのサポーターズクラブの活動

【目標値】

彩の国みどりのサポーターズクラブ入会団体数（累計）

現状値：2015（平成 27）年度 233 団体→目標値：2021（平成 33）年度 310 団体

2 都市公園の整備による緑の創出

取組 1

都市地域の公園では、在来植生に配慮した植栽等の整備を進めるとともに、野生生物が生息・生育しやすい環境を創出します。

3 多自然川づくりの推進

取組 1

良好な河川環境を形成していくため、可能な限り自然の特性やメカニズムを活用しながら多種多様な動植物の生息環境に配慮した河川整備や水質の改善を行い、身近で水辺に親しめるような空間の創出を図ります。【再掲 37 ページ】

取組 2

旧来から残る良好な河川環境の状況を維持していくため、河川環境の保全に努めていきます。整備や保全に当たっては、関係機関や地域住民とともに取り組んでいきます。【再掲 37 ページ】

取組 3

地域による自立的で持続的な「川の再生」の取組を推進するため、生物多様性の保全に資する活動を含めた「川の国応援団」の活動を支援します。【再掲 37 ページ】

4 都市化に伴う野生鳥獣の適正な保護管理

取組 1

野生鳥獣の家屋侵入等による生活被害対策では、被害の原因となる野生鳥獣の狩猟等による捕獲を促進します。また、都市化によって個体数が著しく増加しているカラス、ムクドリ、ヒヨドリ等（都市鳥）については、市町村と情報の共有化を図り、被害防止対策への技術支援を行います。

取組 2

生活被害の原因となる鳥獣の狩猟等を促進させるため、狩猟免許試験制度の普及に努め、担い手となる狩猟者を確保します。



狩猟初心者研修会

取組 3

生物多様性の保全上、保護の対象となる傷病野生鳥獣については、救護及び適切な治療を行い、その回復を図り、埼玉県傷病野生鳥獣保護ボランティアの協力のもと自然に復帰させます。



傷病鳥獣の保護



リハビリ後、自然復帰

5 外来生物による生活被害の防止

取組 1

特定外来生物のアライグマは繁殖力が強く捕獲頭数は著しく増加していることから、「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、市町村と連携した捕獲により、生態系被害や農林業・生活被害の防止に努めます。【再掲 38 ページ】

取組 2

県民の生命、財産に緊急かつ甚大に危害を及ぼすおそれのある外来生物について、県内の侵入状況を監視するとともに、その防除に努めます。【一部再掲 38 ページ】

取組 3

外来生物による被害を未然に防止するため、外来生物や生態系へ与える影響等について県政出前講座などを行い、県民の知識向上を図ります。併せて、外来生物被害予防 3 原則「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の普及啓発を行い、外来生物の被害防止対策への意識の醸成を図ります。【再掲 38 ページ】

【目標値】※再掲 38 ページ

外来生物の認知度

現状値：2015（平成 27）年 66.3% → 目標値：2021（平成 33）年 75%以上

6 県民主体の生物多様性保全活動の推進

取組 1

生物多様性の認知度を高め様々な保全活動を促進するために、埼玉県自然学習センター等を活用して、生物多様性保全活動を担う人材の養成及び生物多様性保全教育の普及啓発に努めます。

取組 2

生物多様性の効果的な地域連携保全活動を促進するため、関係者間における連携及び協力体制を確保するとともに、情報の提供及び助言を行う体制づくりに努めます。

取組 3

多様な生態系の保全を目指し、多くの人たちが身近な場所で生物多様性の保全活動の取組に参加し活動の輪を広げるため、「埼玉県生物多様性保全活動団体登録制度」の活用を推進し、その活動を支援します。【再掲 39 ページ】

取組 4

「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」で指定する動植物種等については、地元の市町村や保全団体、学校等と連携した保護増殖の取組を推進します。



ムサシトミヨ（さいたま水族館提供）

【目標値】

希少野生動植物種の保護増殖箇所数（累計）

現状値：2015（平成 27）年度 88 か所 → 目標値：2021（平成 33）年度 120 か所

7 都市地域での生物多様性保全の普及啓発

取組 1

生物多様性をテーマとした県政出前講座、野生鳥獣の扱いに関する県民からの相談など様々な機会を捉えて、生物多様性保全思想の普及啓発を推進していきます。また、自然ふれあい施設を生物多様性の学習の場として活用し、県民、行政及び教育関係者、事業者、民間団体等の各主体に応じた普及啓発に努めます。

【目標値】

生物多様性の認知度

現状値：2015（平成 27）年 70.3% → 目標値：2021（平成 33）年 75%以上

取組 2

次代の担い手となる子ども達が自然に親しみ、自然に学び、自然を守ることの大切さを身に付けるため、小、中学校及び高等学校を対象に「野生の生きものとふれあう学校」を指定し、人と自然が共生する環境づくりを目指します。



バードウォッチング
（野生の生きものとふれあう学校）

取組 3

県環境科学国際センターでは、環境問題を正しく理解し、環境保全の実践に結び付ける学習機会を提供するため、試験研究機関の特色である科学的知見を生かした講座等を実施します。



県政出前講座

取組 4

絶滅のおそれが高く特に保護が必要とされる野生動植物については、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例（平成 12 年条例第 11 号）」に基づく「県内希少野生動植物種」の指定や「希少野生動植物保護地区」等の設置について検討を進め、絶滅危惧種の保護に努めます。【再掲 33 ページ】

取組 5

埼玉県希少野生動植物保護推進員及び自然保護団体等と連携し、「県内希少野生動植物種」やレッドリスト該当種の生息・生育状況の把握に努めるとともに、保護対策の推進を図ります。【再掲 33 ページ】

取組 6

野生動植物の生息・生育環境の変化、開発行為等による改変に伴う生息・生育地を保全・再生するため、生育状況調査を継続し状況の把握に努めます。【再掲 33 ページ】

8 生物多様性情報の収集と公開

取組 1

県環境科学国際センターでは、生物多様性の保全を推進し、それに対する県民の理解を深めるため、県内の動植物に関する情報を収集・蓄積し、公開するよう努めます。



埼玉県環境科学国際センター



生態園（同センター内）

第5章 各実施主体に求められる役割

第4章に示す将来像を実現させるための3つの基本戦略に示す取組内容は、県のみでは実現させることはできません。本県の生物多様性の損失を止めるための施策を展開し、私たちの暮らしを支える生態系サービスの回復や機能向上を目指すためには、様々な実施主体との連携・協働が不可欠です。以下、実施主体別の役割をまとめました。

埼玉県

県は、生物多様性保全を推進するために、様々な機会を利用して普及・啓発に努めます。また、県戦略の実現に向け、県関係機関の施策については、県が主体的に実施します。さらに、生物多様性保全団体の活動への協力や支援を行います。

市町村

市町村は、生物多様性国家戦略や県戦略を参考に、地域の特性を生かした生物多様性地域戦略の策定を進め、各々の地域特有の生物多様性の保全に向けた具体的な取組が期待されます。

企業

事業者は、事業活動が生物多様性からの恵みに支えられていることを念頭に、原材料の調達などにおいて生物多様性に配慮した選択を行うとともに、事業活動全般において生物多様性保全のための社会的責任や社会貢献を果たすことが期待されます。

NPO等

生物多様性の保全に関わっているNPO等の団体は、これまでの保全活動や自然観察会を通じての豊富で専門的な知識や経験を活かし、他の実施主体と協働して、地域におけるリーダー的な役割を果たすことが期待されます。

県民

県民一人一人が、旬の食材を「味わう」、自然環境や生物に「ふれる」、自然のすばらしさを「伝える」等といった自然の恵みがもたらす生態系サービスを通じて、自ら生物多様性を体感し、命の連鎖と多くの生物との共生を認識することで、生物多様性の保全の大切さを理解することが重要です。さらに、生物多様性の保全活動を行っている他の実施主体と連携を図り、保全活動や自然観察会に参加して、自然とふれあうことを通じて生物多様性保全の必要性を実感することが期待されます。

第6章 県戦略の評価と見直し

県戦略については、次のとおり評価と見直しを実施します。

1 県戦略の評価

県戦略の評価については、取組期間の最終年度 2021(平成 33)年の翌年度に、取組内容に示す目標値の達成度を確認し、その結果を公表します。

2 県戦略の見直し

本県における生物多様性を取り巻く環境の変化や取組の進捗状況等を分析した上で、県民の意見を十分聴取し、県戦略の見直しを行います。